

第2部 地域福祉計画

【基本目標１】共に助け合い、支え合うまち

（１）支え合いの仕組みづくり

地域の中での日頃からのあいさつ・声掛けによる近所のつながりの強化や支援が必要な高齢者、障がい者及び子育て中の親を地域で支援する活動を実施している地区の拡大を図り、地域の助け合い活動を推進します。

また、自治会や老人クラブ等の地域福祉活動を担う団体への支援を行います。

◆取組内容

1-（１）-①	地域の助け合い活動の推進	
取組の方向性	担当課・関連事業	
○地域の中での積極的なあいさつ・声掛けを推進し、近所のつながりを強化するとともに、高齢者や障がい者、子育て家庭等日常的な支援を必要としている方に対しての隣近所等身近な助け合い活動を活性化します。	【いきいき高齢課】 ➤地域共助活動推進事業	
1-（１）-②	地域の見守り体制の確保	
取組の方向性	担当課・関連事業	
○民生委員・児童委員、関係機関・団体、行政、地域住民が協働して、子どもから高齢者まで日常적인見守り活動を行います。	【いきいき高齢課】 ➤高齢者等見守りネットワーク事業 （地域福祉づくり推進事業）	
	【児童家庭課】 ➤放課後児童健全育成事業	
	【学校教育課】 ➤地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	

1-(1)-③

自治会組織等への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○地域福祉活動の活性化や参加促進を図るため、最も身近な地域活動の拠点である自治会や老人クラブ活動への支援を行います。	【いきいき高齢課】 ➤老人クラブ支援事業
	【総務課】 ➤地域づくり事業
	【生涯学習課】 ➤地域コミュニティ事業 ➤地域公民館活動奨励費

（２）福祉意識の向上のための取組

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉活動の更なる周知を図り、市民一人一人が地域福祉への理解と関心を高める取組を推進します。

また、高齢者や障がい者等への理解を深める福祉教育等を充実させ、市民の福祉意識の醸成を図ります。

◆取組内容

1-（２）-① 地域福祉活動の情報提供の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○地域福祉活動の必要性や活動事例を提供する手段を整備するとともに、広報紙やケーブルテレビ等を通じて広く周知します。	【社会福祉課】 ➤民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業
	【情報システム課】 ➤真岡市ケーブルテレビ施設管理運営事業

1-（２）-② 福祉教育等の推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○学校や関係団体、地域が連携し、幼少期からの高齢者や障がい者、幼児等との交流事業や体験学習を実施します。また、子育て家庭や高齢者、障がい者への支援等についての学習機会を提供し、福祉の心の醸成を図ります。	【学校教育課】 ➤福祉教育の充実
	【生涯学習課】 ➤出前講座開設事業 ➤子どもふれあい事業

(3) 福祉活動を担う人材の育成

ボランティア参加のきっかけづくりや情報発信等によるボランティア活動の活性化が求められていることから、地域福祉に関わる人材養成講座への参加促進やNPO、ボランティア団体の発足に向けた相談等の支援に取り組みます。

◆取組内容

1-(3)-①	地域の多様な人材の育成
取組の方向性	担当課・関連事業
○地域活動を担うリーダーをはじめとする多様な人材の育成のため、養成講座等を実施します。また、実施団体を支援します。	【社会福祉課】 ➤手話奉仕員養成支援事業
	【いきいき高齢課】 ➤認知症サポーター養成講座
	【安全安心課】 ➤消費生活リーダー養成講座受講生助成事業
	【生涯学習課】 ➤家庭教育オピニオンリーダー養成事業 ➤親学習プログラム指導者養成事業 ➤女性教育指導者養成事業
1-(3)-②	NPO、ボランティア活動の活性化
取組の方向性	担当課・関連事業
○ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、市民活動推進センター「コラボーレもおか」の機能充実を支援します。	【安全安心課】 ➤市民活動推進センター運営事業

基本目標 1 における数値目標

施 策	指 標 名	基準年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 33 年度)
(1) 支え合いの 仕組みづくり	地域共助活動推進事業実施区数	4 区	30 区
	地域福祉づくり推進事業実施区数 (高齢者等見守りネットワーク事業)	17 区	30 区
	放課後児童クラブ数	17 クラブ	18 クラブ
(2) 福祉意識の向 上のための取 組	民生委員・児童委員(社会福祉協力員) 活動のPR回数	1 回	3 回
	ケーブルテレビ加入世帯数	3,535 世帯	4,940 世帯
	出前講座数	144 講座	150 講座
	子どもふれあい事業実施区数	54 区	60 区
(3) 福祉活動を担 う人材の育成	認知症サポーター養成講座受講者数	8,764 人	12,000 人
	家庭教育オピニオンリーダー会員数	24 人	30 人
	市民活動推進センター登録団体数	210 団体	230 団体

【基本目標２】充実した福祉サービスのあるまち

（１）地域福祉ネットワークの構築

超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムを推進し、地域福祉ネットワークを構築します。また、誰もが気軽に参加できる交流活動や相談、情報提供の場である地域福祉活動基盤の充実を図ります。

◆取組内容

2-（１）-①	地域福祉活動基盤の充実
取組の方向性	担当課・関連事業
○子育て家庭や高齢者等、誰もが身近なところで様々な活動に参加できるよう地域福祉活動の基盤整備を図り、交流活動や相談、情報提供の場を充実し、市民同士の自主的な支え合いの活動を支援します。	【健康増進課】 ➢ まちなか保健室事業
	【いきいき高齢課】 ➢ シルバーサロン事業
	【児童家庭課】 ➢ 幼稚園地域子育て推進事業
	【三つ子の魂育成推進室】 ➢ 子育て支援センター事業 ➢ 地域子どもすくすく元気事業

2-（１）-②	地域包括ケアシステムの構築
取組の方向性	担当課・関連事業
○高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活ができ、福祉サービスを利用することができるよう地域包括ケアシステムの構築を図ります。	【いきいき高齢課】 ➢ 生活支援体制整備事業 ➢ 総合相談支援事業 ➢ 認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク事業

(2) 地域における福祉サービスの充実

今後充実してほしい市の取組として、市民の多様な福祉ニーズに対応した福祉サービスの充実が求められており、妊娠期から子育て期にわたるまでのニーズに対して、総合的支援を提供するワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターやファミリー・サポート・センターの利用者拡大等による子育て支援の充実をはじめ、高齢者、障がい者、生活困窮者等にむけた施策の充実に取り組みます。

また、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」を不安に感じる市民が多くみられるため、高齢者等の健康・生きがいがいづくりにつながる施策に取り組みます。

◆取組内容

2-(2)-① 社会福祉協議会支援の強化

取組の方向性	担当課・関連事業
○社会福祉協議会との連携を強化し、活動支援を充実します。	【社会福祉課】 ➤社会福祉協議会運営支援事業

2-(2)-② 子育て支援の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○「三つ子の魂子育てプラン」に基づき、子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターの機能充実、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター利用者の拡大、地域サロンの支援強化等、地域における子育て支援の充実を図ります。また、子育て支援センター整備を推進します。	【健康増進課】 ➤子育て世代包括支援センター事業
	【児童家庭課】 ➤ファミリー・サポート・センター事業 ➤放課後児童クラブ
	【三つ子の魂育成推進室】 ➤子育て支援センター運営事業 ➤子育て支援センター整備推進事業
	【生涯学習課】 ➤放課後子ども教室事業

2-(2)-③

高齢者福祉施策の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○「真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護予防ボランティアの育成やシルバーサロン事業の充実等、地域における介護予防の推進や生きがいつくりの推進を図ります。	【いきいき高齢課】 ➤地域福祉づくり推進事業 ➤シルバーサロン事業

2-(2)-④

障がい者施策の充実

取組の方向性	担当課・関連事業
○「真岡市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、障がい福祉サービス基盤の充実を図ります。また、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行う相談支援事業を、より総合的・専門的な体制にすることで、地域の相談支援事業者等の相談機関との連携の強化が行えるよう、真岡市障害児者相談支援センターの機能強化を図ります。	【社会福祉課】 ➤障がい者相談支援事業

2-(2)-⑤

健康づくりの推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○「健康増進計画（真岡市健康 21 プラン）」に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域で健康づくりを支援する保健サービスの充実を図ります。	【健康増進課】 ➤地域健康づくり推進事業

(3) 相談体制と情報提供の充実

身近なところでの相談窓口の充実や福祉サービスに関するわかりやすい情報の提供ができるよう、積極的なアウトリーチ※による相談体制の充実とともに、広報紙をはじめとする情報提供の更なる充実に取り組みます。

◆取組内容

2-(3)-①	相談体制の充実
取組の方向性	担当課・関連事業
○積極的なアウトリーチを行い、気軽に相談できる体制を構築するとともに、各種福祉サービスにつなげられるよう相談窓口と各機関との連携を強化します。	【健康増進課】 ➢乳児家庭全戸訪問事業
	【社会福祉課】 ➢民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業 ➢障がい者相談支援事業 ➢生活困窮者自立支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢包括的支援事業
	【児童家庭課】 ➢家庭相談事業

2-(3)-②	情報提供の充実
取組の方向性	担当課・関連事業
○広報紙やパンフレット、ホームページ等の情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行うとともに、関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。	【社会福祉課】 ➢意思疎通支援事業
	【秘書課】 ➢広報紙発行事業 ➢市ホームページ開設事業 ➢行政情報番組放送事業

※アウトリーチとは・・・

英語で「手を伸ばす」ことを意味し、社会福祉分野では、事業実施機関が潜在的な利用者等に手を差し伸べ、利用を実現させるような取組のことです。

（４）福祉サービスの質的向上

利用者の立場に立った福祉サービスの提供や、質の向上を図るため、介護サービス適正実施指導事業や福祉サービス第三者評価制度※の更なる周知、利用促進等による、サービス提供事業者への支援等に取り組みます。

◆取組内容

2-（４）-① 福祉サービス従事者の質の向上

取組の方向性	担当課・関連事業
○多様化、複雑化する相談に対し、相談業務等福祉サービスに従事する者が専門性を発揮し、質の向上を図れるよう、各種研修等への参加、または、福祉サービス事業者への各種研修等の周知を積極的行います。	【社会福祉課】 ➢民生委員・児童委員（社会福祉協力員）活動支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢地域密着型施設事業所実地指導

2-（４）-② 福祉サービス事業者との連携の強化

取組の方向性	担当課・関連事業
○福祉サービス事業者が様々な事例等を共有し、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応することができるよう、情報共有や意見交換の場を設け、事業者との連携を強化します。	【社会福祉課】 ➢障がい者相談支援事業 ➢包括的支援事業

2-（４）-③ 福祉サービス事業者への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○福祉サービス利用者の不満、苦情の解消や利用者の声をサービス事業者に伝える相談員の派遣や、事業者に対し、福祉サービス第三者評価制度等、福祉サービスの質の向上へつながる制度等を広く周知し、利用促進を図ります。	【いきいき高齢課】 ➢介護サービス適正実施指導事業

※福祉サービス第三者評価制度とは・・・

福祉サービス事業者が提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度です。

基本目標2における数値目標

施 策	指 標 名	基準年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 33 年度)
(1) 地域福祉ネットワークの構築	まちなか保健室での健康相談実施延べ日数	156 日	667 日
	シルバーサロン延べ利用者数	8,107 人	12,000 人
	幼稚園地域子育て推進事業実施幼稚園等数	11 ヶ所	11 ヶ所
	地域子どもすくすく元気事業実施区数	11 区	17 区
(2) 地域における福祉サービスの充実	ファミリー・サポート・センター会員数	286 人	395 人
	地域福祉づくり事業(ミニデイホーム)実施区数	47 区	59 区
	基幹相談支援センター設置数	—	1 ヶ所
	地域健康づくり事業実施区数	87 区	123 区
(3) 相談体制と情報提供の充実	乳児家庭訪問率	99.8 %	100 %
	生活困窮者自立支援事業(就労支援事業)就労割合	2.2 %	10.0 %
	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)利用人数	38 人	50 人
(4) 福祉サービスの質的向上	介護サービス適正実施指導事業実施事業所数	16 ヶ所	34 ヶ所

【基本目標３】安全で安心して暮らし続けられるまち

（１）暮らしやすい住環境の整備

高齢者や障がい者、子育て家庭等、誰もが安心して、快適な日常生活を営むとともに、自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、生活道路や公共施設のバリアフリー化を進めたまちづくりをしていきます。

また、いちごタクシー（デマンドタクシー）、コットベリー号（コミュニティバス）、高齢者や障がい者等の移動支援を図るための老人福祉タクシー、障がい者福祉タクシーの利用を促進します。

◆取組内容

3-（１）-① バリアフリーのまちづくりの推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○高齢者や障がい者、子育て家庭等を含むすべての市民が住みやすいまちづくりを目指し、道路、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	【関係各課】 ➢公共施設等整備事業
	【建設課】 ➢道路整備事業

3-（１）-② 利用しやすい交通環境の整備

取組の方向性	担当課・関連事業
○いちごタクシー（デマンドタクシー）やコットベリー号（コミュニティバス）の利用を促進するとともに、高齢者や障がい者の移動支援の充実を図ります。	【社会福祉課】 ➢障がい者福祉タクシー助成事業 ➢障がい者移動支援事業
	【いきいき高齢課】 ➢老人福祉タクシー事業
	【企画課】 ➢公共交通ネットワーク整備事業

(2) 安心して暮らせる環境の整備

平常時からの災害時に対する備えとして、避難行動要支援者への支援体制の更なる強化に取り組みます。

また、交通事故が増加傾向にある高齢者に対する交通安全意識の啓発をはじめ、消費生活に関する情報の更なる周知や防犯パトロールの強化等に取り組み、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

◆取組内容

3-(2)-① 災害時避難行動要支援者への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿の更新等を行うとともに、個別の避難支援計画の策定に向け、地域と情報を共有します。	【社会福祉課】 ➤避難行動要支援者対策事業

3-(2)-② 地域の防災活動への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○地域における自主防災活動を行う自主防災組織の育成を行うとともに、災害時における地域住民の協力体制の確立と意識の高揚を図るため、地域で行う防災避難訓練の実施を支援します。	【安全安心課】 ➤自主防災組織育成事業 ➤土砂災害防災避難訓練事業 ➤防災避難訓練事業

3-(2)-③ 地域の交通安全・防犯・消費生活活動への支援

取組の方向性	担当課・関連事業
○子どもや高齢者等、交通弱者の交通事故や犯罪、消費生活におけるトラブルを防止するため、地域における交通安全、犯罪、消費生活活動に対する支援を行います。	【安全安心課】 ➤安全安心の地域づくり推進事業 ➤交通安全啓発事業 ➤防犯パトロール事業

（３）市民一人一人の人権の尊重

認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人等に対応し、成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の普及・啓発に取り組みます。

また、男女共同参画の推進とともに、虐待や DV に関する相談件数や複雑困難なケースの増加がみられるため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組みます。

◆取組内容

3-（３）-① 権利擁護事業の普及と啓発

取組の方向性	担当課・関連事業
○判断能力が十分でない人等が地域において自立して生活できるよう、成年後見人制度について広く周知するとともに、利用等についての相談窓口を充実します。地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携し、対象者の把握に努めます。また、障害者差別解消法についての周知等を図ります。	【社会福祉課】 ➢成年後見制度利用支援事業（障がい者） ➢障害者差別解消法の普及啓発
	【いきいき高齢課】 ➢権利擁護事業 ➢成年後見制度利用支援事業（高齢者）

3-（３）-② 男女共同参画の推進

取組の方向性	担当課・関連事業
○男女が共にあらゆる分野の地域活動に参加することができるよう、男女共同参画についての情報紙の発行や地域座談会、講演会、セミナー等を実施し、普及・啓発を図ります。	【生涯学習課】 ➢男女共同参画社会づくり事業

3- (3) -③

虐待、DVの防止

取組の方向性	担当課・関連事業
○虐待やDV防止に向けた啓発活動を充実するとともに、児童、高齢者、障がい者の虐待防止に向けた相談体制と関係機関との連携を強化し、早期発見・対応の充実を図ります。	【健康増進課】 ➤乳児家庭全戸訪問事業
	【社会福祉課】 ➤障がい者虐待防止対策事業
	【いきいき高齢課】 ➤高齢者虐待防止対策事業
	【児童家庭課】 ➤児童虐待防止対策事業 ➤家庭相談事業 ➤婦人相談事業 ➤DV相談カード配布事業

基本目標 3 における数値目標

施 策	指 標 名	基準年次 (平成 27 年度)	目標年次 (平成 33 年度)
(1) 暮らしやすい 住環境の整備	バリアフリー化された市有建築物の割合	50.0 %	54.1 %
	障がい者福祉タクシー交付者数	632 人	752 人
	老人福祉タクシー交付世帯数	731 世帯	809 世帯
(2) 安心して暮らせる環境の整備	土砂災害防災避難訓練実施数(累計)	5 回	11 回
	防災避難訓練実施数(累計)	8 回	14 回
	自主防犯活動実施団体数	40 団体	70 団体
(3) 市民一人一人の 人権の尊重	障害者差別解消法に関するPR回数	—	3 回
	男女共同参画地域座談会実施回数	6 回	20 回
	児童虐待件数	19 件	10 件

(白場)